

香川県本部ホームページ運用規定

(目的)

この規定は、全日本写真連盟香川県本部がインターネットを活用して発信する「香川県本部ホームページ」(以下「ホームページ」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

この規定において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ インターネット上の公開用サーバに接続して表示されるすべてのページをいう。
- (2) コンテンツ ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。

(ホームページ開設の目的)

香川県本部の運営や諸活動の状況などの支部会員、個人会員への情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ると共に、会員間の交流だけでなく、写真仲間との交流にも役立つ情報の発信を目的とする。

(ホームページ管理者・運用担当者の設置)

- (1) ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定等を行うため、管理者を置く。
- (2) 管理者は香川県本部委員長とする。
- (3) 管理者は、ホームページの運用担当者を選任し、ホームページの適正な運営にあたらせる。

(ホームページ上に掲載する情報・著作権)

ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 県本部主催コンテスト、朝日四国展

受賞作品の著作権は応募者本人に帰属しますが、新聞・ホームページ等の媒体、作品展などにおいて、受賞者の承諾を要することなく利用できるものとする。また、コンテストの募集要項にその旨を記載する。

- ① 公表の時期や方法
- ② ホームページにて掲載
- ③ 応募作品の返却に関する事項

- (2) コンテスト以外のコンテンツ(お知らせ、イベント情報、支部紹介等)

著作権を有する情報、個人情報にかかわる内容の掲載については、香川県本部委員長が本人の承諾を得るものとする。

- (3) 支部月例コンテスト

著作権は本人に帰属し、新聞、ホームページ、作品展など作品を掲載する場合は、支部長が本人の承諾を得ることとする。

(ホームページ内容の訂正、取り消し)

ホームページ管理者は、ホームページの掲載内容について、関係者から要望を受けた場合は速やかに内容を変更し、関係者に報告する。

(運用規定の明示)

本運用規定は、ホームページ上に明示するものとする。

(本規定の改定)

本規定の改定は、香川県本部委員会にて審議し実施する。

(附 則)

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。